【表①】収入に関する証明書 ※コピーでの書類提出は全てA4サイズに統一してください。

対 象 者		書 類 名
給与所得	給与所得者 (パートを含む)	令和元年分の源泉徴収票のコピー ※2019(令和元)年1月2日以降に転職・就職した場合は、勤務先発行の給与支払見込証 明書(12ヶ月分(賞与あれば含む)・様式自由)を提出。その際、「支払いを受けてい る者の氏名」「会社名及び代表者氏名(会社印押印)」を明記してください。 ※給与支払見込証明書の提出が難しい場合、転職後から直近までの3ヶ月以上の給与 明細書のコピーに「支払を受けている者」が署名・押印し提出してください。
	年金・恩給等受給者	最新の年金振込通知書等のコピー (受給者名、金額のわかるもの)
	雇用保険受給者	雇用保険受給資格者証のコピー (全ページ)
	傷病手当金受給者	傷病手当金支給決定通知書のコピー (全ページ)
	生活保護費受給者	生活保護決定(変更)通知書のコピー(直近1年間分)
	各種手当	通知書のコピー
給与以外の所得		令和元年分の確定申告書(控)(第一表・第二表両方)のコピーで税務署の受付印のあるものまたは令和元年度市(区・町・村)民税・県(都道府)民税申告書(控)のコピーで受付印のあるもの。 ※確定申告書(控)に税務署の受付印がない場合は市町村発行の「所得証明書」また「課税証明書」、税務署発行の「納税証明書(その2)」の何れかを確定申告書(控)コピーに添付し、併せて提出してください。 ※電子申告の場合は、申告後国税庁のサイトから送信される受信通知も併せて提出してください。
		所得金額0円と記載のある所得証明書または非課税証明書のコピー(市町村発行) 奨学金申込み時点で取得できる直近の年の証明書で構いません。
2018(平成30)年1月2日以降に退職し、		「収入に関する事情書」(書式は奨学金申込み様式の中にあるものをご使用ください)を 提出してください。ただし、無職であっても雇用保険基本手当(失業給付)等の手当を受 給している場合、それは収入として扱われますので、「収入に関する事情書」ではなく 雇用保険受給資格者証のコピーを提出してください。 ※父母ともに無収入で預貯金を切り崩して生活している場合は、収入に関する事情書 と合わせて生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(直近3か月分程度の記帳部 分)のコピーの提出が必要です。